

少 甲 達 第 3 3 号
生 企 甲 達 第 5 4 号
地 甲 達 第 7 0 号
生 保 甲 達 第 2 5 号
捜 一 甲 達 第 5 1 号
捜 二 甲 達 第 2 7 2 号
交 指 甲 達 第 5 3 号
平成 1 5 年 7 月 1 7 日

部 課 署 長 殿

共	0 0	0 1	1 0	1 5 0	常用
---	-----	-----	-----	-------	----

石 川 県 警 察 本 部 長

学校と警察との連携による「いしかわS & Pサポート制度」の実施について
(通 達)

少年犯罪は年々増加傾向にあり、その原因、背景については、少年自身の規範意識の希薄化、家庭のしつけや学校での教育の在り方、地域社会の少年問題への無関心、少年を取り巻く環境の悪化等種々の要因が複雑に絡み合っているものと考えられる。

本県における少年犯罪は、大半が万引き、自転車盗(自転車の占有離脱物横領を含む。)で、しかも、小・中・高校生の児童生徒の占める割合は約8割となっている現状にある。

このような現状に対して、教育現場(学校)と警察が、相互により緊密な連携を図るための対策が必要なことから、今回、石川県教育委員会、市町村教育委員会及び石川県私立中学高等学校協会の3機関と協議を重ねた結果、児童生徒の再非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を目的とする「いしかわS & Pサポート制度(スクールアンドポリスの略称で、学校と警察が連携を図ろうとする意味である。)」を協定に基づいて実施することとした。

本制度は、実質的な運用の主体が警察署であるところから、制度の周知徹底を図り適正な運用に努められたい。

記

1 制度の運用開始年月日

平成15年7月17日

2 制度の概要

(1) 趣旨

警察で取り扱った児童生徒の犯罪事案等を必要に応じて個々具体的に学校に連絡し、また、学校側からも必要な情報の提供を受けることによって、警察と学校がより深い連携を保ち、両者の共通の目的としている再非行や犯罪の被害防止等に努め、もって児童生徒の健全育成を図るものである。

(2) 協定書

本制度の協定書は、

県教育委員会と警察本部

市町村教育委員会と警察署

石川県私立中学高等学校協会と警察本部少年課

の3協定書とし、うち県教育委員会と警察本部の協定書の写しを添付する。

3 連携機関

本制度において、連携を行う関係機関（連携窓口）は、次のとおりとする。

- (1) 石川県警察本部（生活安全部少年課）
- (2) 県下各警察署（生活安全（生活安全刑事課）課）
- (3) 石川県教育委員会（学校指導課）
- (4) 石川県私立中学高等学校協会（協会事務局）
- (5) 市町村教育委員会（学校指導課）
- (6) 石川県に所在する全ての小学校、中学校、高等学校（校長の指定した者）

4 相互連絡の内容

- (1) 相互連絡の対象事案は、下記の対象事案等で、児童生徒にかかる非行問題において、再非行及び犯罪被害の防止上並びに当該学校における周辺児童生徒の健全育成の対策上、警察本部少年課長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）と学校長がそれぞれにおいて、相互連絡が必要と認められるものとする。

ア 警察から学校への連絡対象事案

- (7) 逮捕事案及び身柄通告（触法、ぐ犯）事案
- (1) 逮捕事案（身柄通告を含む。）以外の事案については、次の事由等により、継続的な対応が必要と認められる事案
 - a 事案の原因、動機が学校、交友関係にある場合
 - b 粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員である場合
 - c 事案が複数の児童生徒に及んでいる場合
 - d 事案が他の児童生徒に及ぶ場合
 - e その他犯罪、不良行為等を繰り返し、保護者の監護に服さないなど、ぐ犯性が強い場合

イ 学校から警察への連絡対象事案

- (7) 児童生徒の非行、犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要と認められる事案（例えば、暴力事案、薬物事案、暴走族事案等）
- (1) 学校内外における児童生徒の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案
- (2) 本制度における相互連絡の内容は、対象事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要及び対象事案に関係する児童生徒の再非行・被害防止と健全育成に資するため必要な情報とする。
- (3) 連絡の必要性については、事案を取り扱った警察署長等と学校長がそれぞれ判断するものとする。

5 連絡責任者及び相互連絡の方法

- (1) 相互連絡の対象事案を取り扱った警察署長等及び学校長を「連絡責任者」とし、相互連絡は、連絡責任者が、面接又は電話により、速やかに行うものとする。
- (2) 連絡責任者は、警察本部少年課担当補佐又は警察署生活安全担当課長を連絡担当者として指定し、相互連絡業務を担当させることができるものとする。
- (3) 各署管轄外の市町村等教育委員会所管の学校に係る事案を取り扱った場合も前記と同様の対応とする。

6 保秘の徹底

相互に提供された情報については、個々具体的な個人情報であることから、秘密の保持に十分留意し、本制度の目的と趣旨を逸脱した取り扱いは、厳にこれを禁ずるものと

する。

7 相互連絡の実施時期及び連携時における配意事項

本制度を有効に機能させ、関係機関との相互信頼を保持するため、次の事項に配意されたい。

(1) 情報の一元化と正確な連携

相互連絡を必要とする事案は、生活安全部門に限らず、刑事・交通等の他部門にも及んでいることから、警察本部少年課担当補佐及び警察署生活安全担当課長に情報を一元化し、連絡漏れのないように努めるとともに、連絡に齟齬を生じることのないよう、情報内容を精査し、正確な連絡に努めること。

(2) 保護者の理解と協力

本制度を運用する必要がある事案と判断した場合、保護者には「学校に連絡すること」を確実に伝え、保護者の理解と協力を確保すること。

(3) 不利益処遇の回避

本制度に係る協定では、本制度の趣旨を踏まえ、相互に提供された情報のみによって、対象事案に関係する児童生徒への短絡的な不利益処遇がなされることのないよう適切な処遇への配意事項として明記しているが、教育現場の管理権に及ぶものであることから、連絡の際は誤解のないよう言動には十分注意すること。

(4) 再非行防止、健全育成への配慮

本制度の運用に当たっては、対象児童生徒の再非行等の防止や健全育成が図られ、また校内外における周辺児童生徒への影響等を十分に考慮し、個々の事案に応じた適切な事後措置が講じられるように配意すること。

8 報告等

(1) 本制度によって相互連絡を行った事案については、その都度、「別記様式1」により、警察本部少年課長を経由して報告すること。

(2) 本制度の運用を図った事案等で、苦情・意見が寄せられた場合は、その内容について、警察本部少年課長を経由して即報すること。

